

吉野川水系新町川圏域
河川整備計画
(指定区間)

平成 27 年 3 月

徳 島 県

<目次>

1. 圏域及び河川の概要	1
2. 現状と課題	5
2-1 治水に関する現状と課題	5
2-1-1 洪水	5
2-1-2 堤防漏水	7
2-1-3 内水氾濫	7
2-1-4 津波、高潮	7
2-1-5 河川の維持管理	8
2-2 利水に関する現状と課題	9
2-3 河川環境に関する現状と課題	10
2-3-1 動植物	10
2-3-2 水質	12
2-3-3 河川空間の利用	13
3. 河川整備計画の目標に関する事項	15
3-1 河川整備計画の対象区間	15
3-2 河川整備計画の対象期間	15
3-3 河川整備計画の見直し	16
3-4 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	16
3-4-1 洪水による災害の防止又は軽減	16
3-4-2 津波、高潮による災害の防止又は軽減	17
3-4-3 内水による災害の防止又は軽減	17
3-4-4 河川の維持管理	18
3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	18
3-6 河川環境の整備と保全に関する事項	18
3-6-1 動植物	18
3-6-2 水質	18
3-6-3 河川空間	18
4. 河川の整備の実施に関する事項	19
4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	19

4-1-1 洪水，津波，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	19
4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項	27
4-2 河川の維持の目的，種類及び施行の場所に関する事項.....	28
4-2-1 洪水，津波，高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	29
4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	32
4-2-3 河川環境の整備と保全に関する事項	32
5. 連携・協働.....	33
5-1 地域住民・関係機関等との連携・協働.....	33
5-1-1 地域住民等との連携	33
5-1-2 関係機関との連携	33
5-1-3 河川教育	33
5-2 危機管理体制・水防活動	34
5-2-1 河川情報の高度化・提供	34
5-2-2 防災体制と防災情報の強化	34

1. 圏域及び河川の概要

新町川圏域を流れる河川は、大きく新町川と園瀬川に分けられる。新町川は、吉野川から分派し、徳島県の県都である徳島市の中心市街地を助任川、田宮川、沖洲川等を集めながら紀伊水道に注いでいる。園瀬川は、徳島県名東郡佐那河内村の旭ヶ丸(標高 1,019m)に源を發し、嵯峨川、多々羅川、冷田川等を集めながら徳島市津田地区において新町川に合流する。徳島県が管理する圏域内の河川は、15 河川で総幹川流路延長 69.4km、流域面積約 110km²の一級河川である。圏域は、徳島県の東部域に位置し、南部の佐那河内村と北部の徳島市で二分されており、小松島市が一部含まれている。

圏域の人口は約 194,000 人、世帯数は約 86,000 世帯(平成 22 年国勢調査)で、うち徳島市の人口が約 192,000 人、世帯数が約 85,000 世帯、佐那河内村の人口が約 2,600 人、世帯数が約 800 世帯となっている。近年、両市村ともに人口、世帯数が減少している。また、高齢人口の割合について見ると、徳島市が約 24%、佐那河内村が約 38%となっており、特に中山間部の佐那河内村で高齢化が進んでいる。

圏域の地形は、四国山脈の一つ剣山地を中心とした圏域南部の山地・丘陵地と圏域北部の吉野川が作り出した沖積低地に大別される。

圏域の地質は、御荷鉾構造線を境に南側の秩父類帯と北側の三波川帯に分かれている。秩父帯では、御荷鉾緑色岩類を中心に構成され、一部で凝灰岩が見られる。一方、三波川帯では、主に、山間部が緑色片岩と黒色泥岩、平地部が沖積世の砂や泥、眉山周辺が点紋緑色片岩で構成されている。

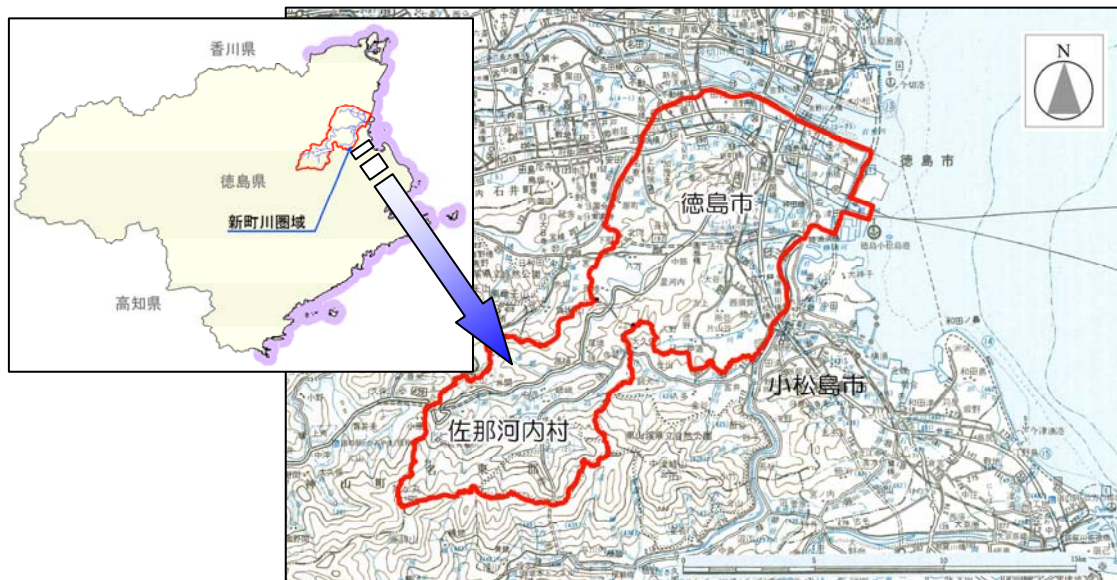


図 1-1 新町川圏域位置図

圏域の気候は、大別すると降水量が少なく、年間を通しての気温差も比較的小さな瀬戸内海気候に分類され、年平均降水量は約 1,600mm、年平均気温は約 16～18℃である。県内でも降水量が少ない地域に属するが、台風が通過するときの風向きと地形の関係等から大雨を降らせることも多く、大きな被害に見舞われている。

圏域の現存植生は、圏域南部の園瀬川上流域では、スギ植林が卓越する。また、尾根沿いにはアカマツが生育したり、川沿いには果樹園が作られたりしている。一方、圏域北部の新町川流域及び園瀬川下流域では、市街地や住宅地が主体となっており、その中で、眉山にはコナラ林が分布し、周辺には水田が残っている。

圏域内の産業は、圏域北部の徳島市と圏域南部の佐那河内村で大きく異なっている。徳島市の産業は、第一次産業の就業者数の比率が約 1%、第二次産業の就業者数の比率が約 11%、第三次産業の就業者数の比率が約 88% (平成 22 年国勢調査) で、都市型の産業構成になっている。一方、佐那河内村の産業は、第一次産業の就業者数の比率が約 43%、第二次産業の就業者数の比率が約 20%、第三次産業の就業者数の比率が約 37% (平成 22 年国勢調査) で、農業主体の産業構成になっている。

産業の変遷について見ると、徳島市は、1615 年～1644 年の幕政改革において、塩田や新田の開発、藍づくりが奨励されたことから、商業的農業が発展し、その後、新町川沿いには藍商人が集まり、全国でも有数の商業都市となった歴史がある。現在は、藍染めや木工等の地場産業の発展を図りつつ、ハイテク企業の誘致など、近代産業の育成にも力を入れている。

一方、佐那河内村は、昭和初期までは米、麦、養蚕等が主な産業であったが、昭和 30 年 (1955) 以降は、ミカン等の果樹園を中心とする農業へと変わり、近年では、ミカンのほか、スダチやキウイ等への転換が図られている。

圏域の交通は、一般国道 11 号と 55 号があるほか、一般国道 438 号が圏域を縦断して走っている。また、徳島駅を中心に JR 徳島線、JR 高德線、JR 牟岐線が走っていると、徳島駅には、京阪神との高速バスが多く発着しており、徳島県内の主要な交通が集積している。

圏域の観光は、毎年 130 万人近い観光客が訪れる阿波踊りがあるほか、徳島市には、阿波おどり会館、眉山、文化の森総合公園等の多くの観光施設がある。また、佐那河内村には、大川原高原や嵯峨峡谷等の自然を生かした観光地がある。

圏域内の文化財には、国の重要無形民俗文化財である「阿波人形浄瑠璃」のほか、国の重要文化財である「丈六寺三門」、国の史跡で、桜の名所として知られる「徳島城跡」などがある。また、近年では、園瀬川沿いで、鎌倉時代の集落遺跡と河川跡として「川西遺跡」が発掘され、大規模な石積み護岸施設や土器、木簡、将棋の駒などの大量の遺物が出土している。



写真 1-1 (左：阿波踊り，右：眉山から徳島市街地を望む景色)

圏域の河川のうち，新町川に代表される徳島市の中心市街地を流れる河川は，昭和 40 年代半ばまで，水質が悪かった。しかし，水質汚濁防止法等によって工場・事業場からの排水が厳しく規制されたことに加え，吉野川からの浄化導水によって，水質の改善が図られた。この水質が回復しつつある川に，再び地域住民の親水意識を向けさせようと，昭和 61 年(1986)以降，徳島県によって新町川，助任川，大岡川を対象に，環境護岸等の親水環境の整備事業やプロムナード整備が行われた。さらに，昭和 63 年(1988)以降は，徳島市によっても親水公園等の整備が進められ，現在は，県内外から多くの人を訪れるとともに，住民の憩いの空間になっている。

河口から約 5.1km のふれあい橋付近



新町川合流点約 2.0km の助任川河岸緑地付近

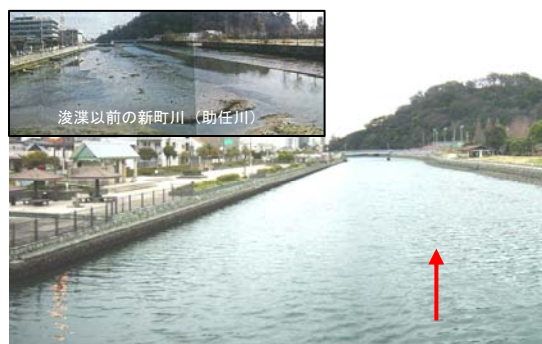


写真 1-2 (左：新町川，右：助任川)

一方，園瀬川は，嵯峨川等の支川を集めて，佐那河内村の山間部と徳島市の平野部を蛇行しながら流れる自然豊かな河川である。河道内には瀬や淵，干潟といった多様な河川環境が形成され，水質も良好で，多くの動植物が生息・生育している。その支川の多々羅川も徳島市の田園地帯を流れる堀込み河川であり，多くの動植物が生息・生育している。

新町川合流点から約 8.3km の西光寺橋付近



園瀬川合流点から約 4.4km 付近



写真 1-3 (左: 園瀬川, 右: 多々羅川)

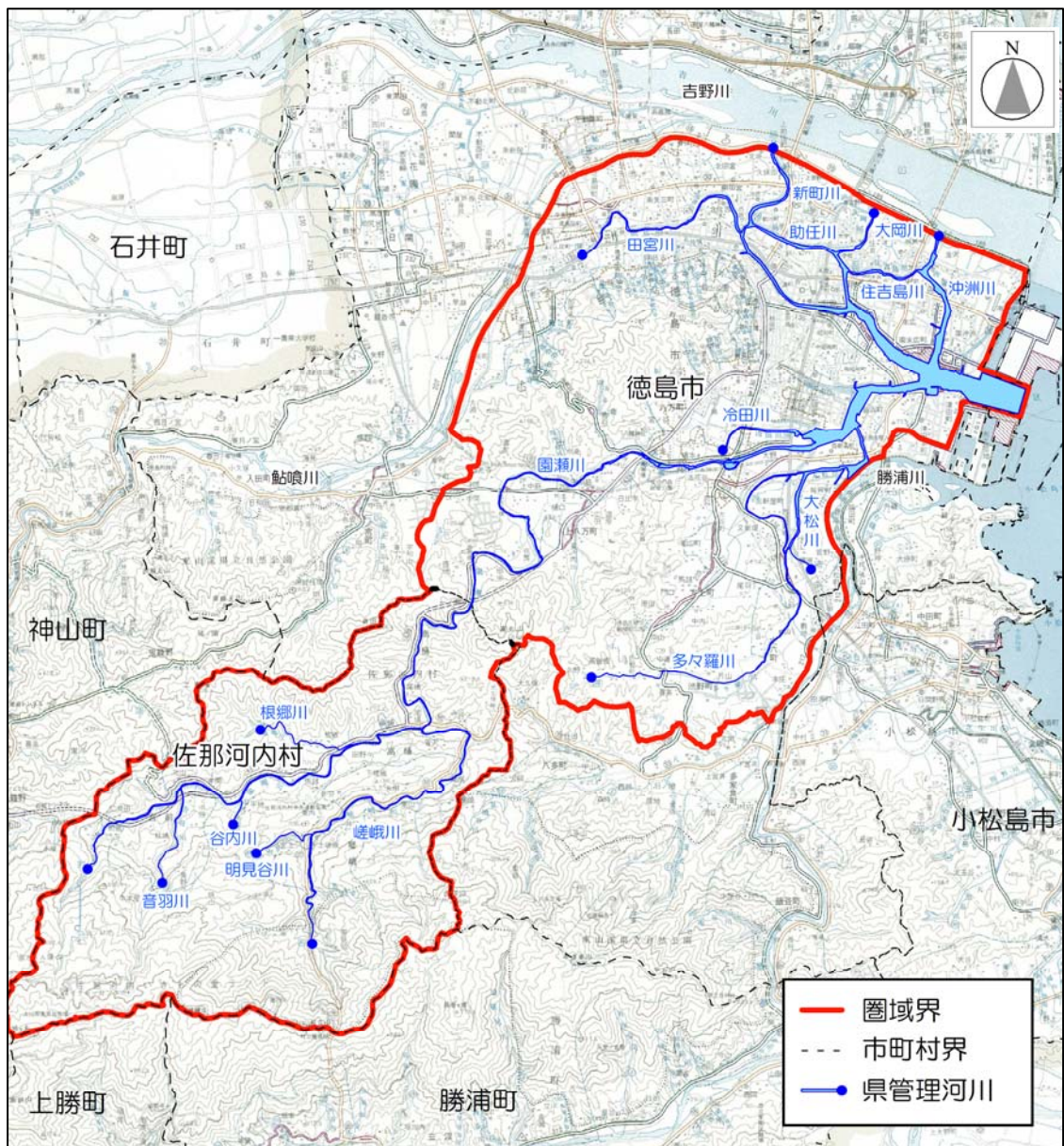


図 1-2 新町川圏域の河川位置図

2. 現状と課題

2-1 治水に関する現状と課題

2-1-1 洪水

圏域における最初の治水事業は、園瀬川で昭和 21 年(1946)から始まった「広域基幹河川改修事業」である。しかし、平成に入っても、平成 2 年(1990)9 月台風 19 号、平成 9 年(1997)9 月台風 19 号、平成 16 年(2004)10 月台風 23 号によって、中流部を中心に、相次ぎ浸水被害が発生したため、「徳島南環状道路との連携」、「近年にも浸水被害を受けている」等の理由により、緊急に整備を行う必要のある「緊急対策特定区間」(事業期間:平成 15 年(2003)～平成 19 年(2007))に指定し、重点的な予算投資を実施した。現在も事業を継続中である。

田宮川では、昭和 28 年(1953)から「広域基幹河川改修事業」に着手し、平成 3 年に河川改修が完了している。

新町川では、昭和 36 年(1961)9 月の第二室戸台風による高潮災害を契機に、昭和 36 年(1961)に「災害助成事業」に着手し、昭和 41 年(1966)に河川改修が完了している。

大岡川では、昭和 40 年(1965)から昭和 45 年(1970)にかけて「広域一般河川改修事業」を実施したが、昭和 46 年(1971)の 8 月から 9 月の台風 23 号、台風 25 号、台風 26 号及び秋雨前線によって浸水被害を受けたため、昭和 48 年(1973)から昭和 49 年(1974)に「河川局部改良事業」を実施している。

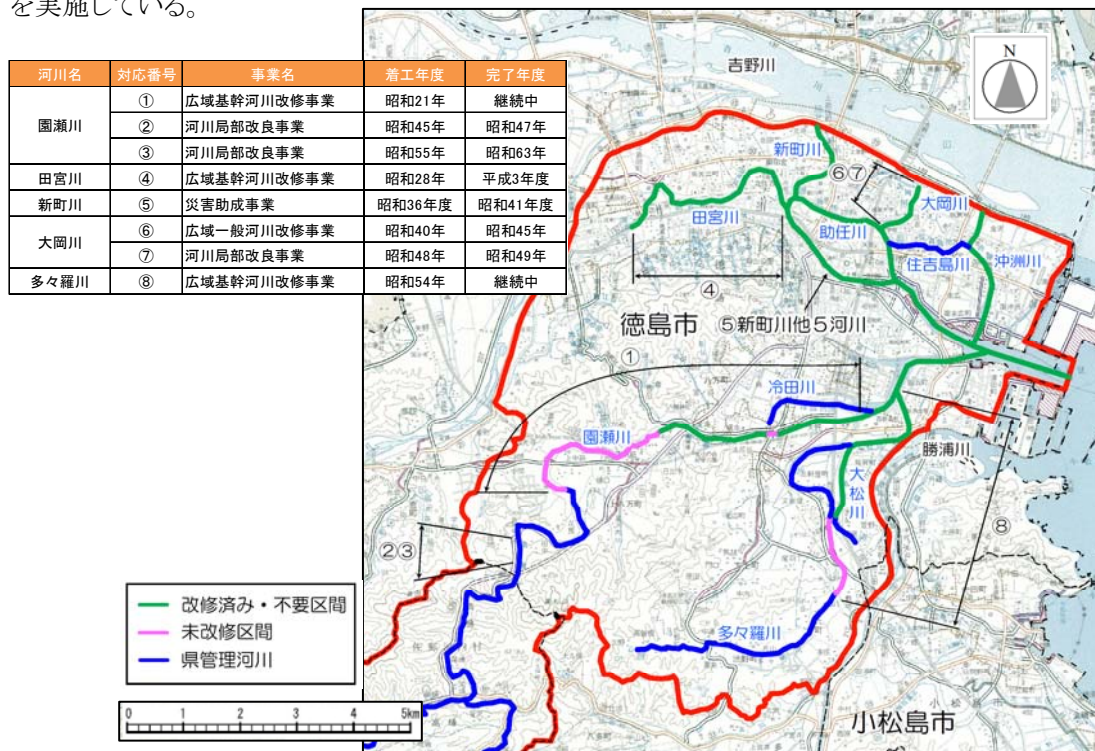


図 2-1 新町川圏域治水事業位置と実績浸水区域図

多々羅川と大松川の流域では、昭和 51 年(1976)9 月台風 17 号及び昭和 54 年(1979)10 月台風 20 号による洪水を契機に、昭和 54 年(1979)から「広域基幹河川改修事業」に着手し、現在も事業を継続中である。

事業継続中である園瀬川や多々羅川を中心に、近年も、平成 16 年(2004)10 月台風 23 号や平成 23 年(2011)9 月台風 15 号等によって、甚大な浸水被害を受けているため、今後も河川改修などの洪水対策が必要である。

表 2-1 既往出水の被害状況

洪水年月	降雨要因 (水害統計)	河川名	郡・市村名	水害実績				
				水害区域 面積 (ha)	被害屋敷数(棟)			
					全壊流出	半壊・ 床上浸水	床下浸水	計
S25.9 ^{*注1)}	ジェーン台風		徳島市 名東郡	- -	14 19	2,444 401	18,958 1,090	21,416 1,510
S36.9	第二室戸台風	新町川,助任川,沖洲川,田宮川,園瀬川	徳島市	2,484	91	12,168	9,270	21,529
S40.9	台風第23、24号	新町川,助任川,田宮川,園瀬川,大松川,冷田川,嵯峨川,音羽川	徳島市 佐那河内村	1,144	0	521	9,717	10,238
S43.7	台風第4号	新町川,大岡川,沖洲川,園瀬川,冷田川,嵯峨川,音羽川	徳島市 佐那河内村	124	0	8	662	670
S43.9	第3室古島台風	住吉島川,田宮川,沖洲川,園瀬川,多々羅川,冷田川,嵯峨川	徳島市 佐那河内村	303	0	206	2,533	2,739
S46.8~9	台風第23、25、26号及び秋雨前線豪雨	新町川,大岡川,田宮川,沖洲川,園瀬川,多々羅川,嵯峨川,明見谷川,根郷川,音羽川,その他普通河川	徳島市 佐那河内村	111	0	24	925	949
S47.6~7	断続した梅雨並びに台風第6、7号及び台風第9号	助任川,住吉島川,田宮川,沖洲川,園瀬川,冷田川	徳島市 佐那河内村	502	0	133	1,049	1,182
S47.9	豪雨及び台風第20号	新町川,助任川,大岡川,住吉島川,田宮川,沖洲川,園瀬川,多々羅川,冷田川,嵯峨川,明見谷川,根郷川	徳島市 佐那河内村	850	0	868	2,488	3,356
S49.7	台風第8号及び豪雨	新町川,田宮川,沖洲川,園瀬川,大松川,多々羅川,冷田川,嵯峨川,明見谷川,音羽川,その他普通河川	徳島市 佐那河内村	726	0	200	4,877	5,077
S49.8~9	台風第14、16、18号	田宮川,沖洲川,園瀬川,大松川,嵯峨川,明見谷川,根郷川,谷内川,音羽川,その他普通河川	徳島市 佐那河内村	678	0	448	1,924	2,372
S50.8	台風第17号と豪雨	新町川,田宮川,沖洲川,園瀬川,多々羅川,冷田川,嵯峨川,明見谷川,根郷川,谷内川,音羽川,その他普通河川	徳島市 佐那河内村	347	0	98	1,553	1,651
S51.9	台風第17号と豪雨	新町川,助任川,大岡川,住吉島川,田宮川,園瀬川,多々羅川,冷田川,嵯峨川,明見谷川,根郷川,谷内川,音羽川,その他普通河川	徳島市 佐那河内村	890	0	381	2,504	2,885
S54.9~10	台風第16号と豪雨	新町川,助任川,田宮川,沖洲川,園瀬川,多々羅川,嵯峨川,明見谷川,根郷川,谷内川,音羽川,その他普通河川	徳島市 佐那河内村	140	0	63	1,564	1,627
S54.10	台風第20号	新町川,多々羅川,その他普通河川	徳島市	178	0	65	3,550	3,615
H2.9	台風19号	新町川,園瀬川,多々羅川,明見谷川,根郷川,音羽川	徳島市 佐那河内村	138	0	1	11	12
H16.10	台風23号	沖洲川,新町川,大岡川,住吉島川,田宮川,園瀬川,大松川,多々羅川,冷田川	徳島市 佐那河内村	857	0	376	285	661
H21.8	台風9号	新町川、園瀬川、その他普通河川	徳島市 佐那河内村	1	0	23	16	39
H23.9	台風15号及び豪雨	新町川、園瀬川、その他普通河川	徳島市 佐那河内村	91	0	66	218	284

出典：「水害統計」（国土交通省河川局）。注1）「徳島県自然災害誌」（徳島県、平成9年3月）

*注2）：昭和25年当時の名東郡は、佐那河内村と現在徳島市に編入されている新居町、上八万村、国府町である

徳島市幸町の立体交差



出典：「特別報道写真集 戦後 50 年」(徳島新聞社)

新町川



「置県 100 年記念 徳島の 100 年」(徳島県)

写真 2-1 被害状況写真(昭和 36 年の第二室戸台風の洪水)

2-1-2 堤防漏水

園瀬川の上中筋および下中筋地区の堤防整備済み区間では、以前から規模の大きな洪水が発生すると堤防漏水が発生している。堤防漏水は、長時間の洪水や雨水によって堤防内部に水が浸透して堤内側の法尻付近に流出する現象である。近年では、平成 16 年(2004)台風 23 号、平成 25 年(2013)9 月豪雨において漏水被害が発生している。このため、既往の漏水箇所など、対策が必要な箇所について、順次、漏水対策を実施していく必要がある。

2-1-3 内水氾濫

圏域では、洪水時や高潮時において河川水位が高くなると、堤内地からの排水が困難になり、内水氾濫による浸水被害が発生している。このため、被害が頻発する箇所などの対策が必要な箇所について、関係機関と連携し、順次内水対策をしていく必要がある。

2-1-4 津波、高潮

圏域の河川は、昭和 36 年(1961)9 月の第二室戸台風によって高潮被害に見舞われ、その被害は床上・床下浸水が約 22,000 棟に及んだ。このため、昭和 36 年(1961)から昭和 41 年(1966)にかけて高潮対策に重点を置いた特殊堤防護岸が整備された。今後は、これらの施設の機能が最大限に発揮できるように、効率的・効果的に管理していく必要がある。

一方、近い将来に発生が予測される南海トラフを震源とした地震では、津波による浸水被害のほか、堤防沈下や河川管理施設の損傷等が懸念される。このため、河口部の堤防や河川管理施設等の地震・津波対策を行う必要がある。

2-1-5 河川の維持管理

圏域内の各河川は、河川改修に着手して30年以上が経過し、堤防や護岸、樋門、排水機場等の河川管理施設の経年的な劣化、老朽化、洪水等による損傷による機能低下が懸念される。

また、河道内には無秩序に係留している船舶や沈船があり、日常の景観阻害のほか、洪水時や津波来襲時における流水阻害、橋梁や護岸等への衝突による施設損傷が懸念される。

このため、河川の維持管理に関しては、河川巡視・点検等により、河道の状態、堤防、護岸、樋門、排水機場等の河川管理施設の状態、流水の状態、船舶の不法係留等を確認し、常に河川および河川管理施設の機能を最大限に発揮できるように維持管理していく必要がある。

また、新町川等では、河川環境の維持・向上のため、自発的に河川維持活動を行う民間団体を「河川協力団体」に指定し、管理者と協働で、青石護岸の補修や除草、植栽等の簡易な維持作業を行っている。今後も、地域住民に密着した親しみのある「かわづくり」を行うため、これらの活動を支援していく必要がある。

2-2 利水に関する現状と課題

圏域内では、園瀬川、大松川、多々羅川、嵯峨川、音羽川の5河川に慣行水利権が設定されている。それらの河川水は、堰や揚水機によって取水され、かんがい用水と飲料水に利用されている。

かんがいの総面積は約720haで、そのうち、園瀬川のかんがい面積が約496haと最も多くなっている。また、水利権件数のうち佐那河内村内の河川の件数が全体の約8割強を占めている。

河川水は、利水のほか、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、水質保全等、多様な水環境の維持に重要な役割を果たしている。今後は、良好な水環境を維持するため、河川流量や取水量の把握に努める必要がある。

表 2-2 新町川圏域慣行水利権の設定状況（平成25年度末時点）

河川名	市町村	利用目的	件数	かんがい面積 (ha)
大松川	徳島市	かんがい	1	30.60
多々羅川	徳島市	かんがい	4	120.00
園瀬川	徳島市	かんがい	8	432.75
園瀬川	佐那河内村	かんがい	41	63.41
園瀬川	佐那河内村	飲料水	2	-
嵯峨川	佐那河内村	かんがい	18	56.66
音羽川	佐那河内村	かんがい	10	14.42
合計		かんがい	82	717.84
		飲料水	2	-



写真 2-2 長田堰（園瀬川）

2-3 河川環境に関する現状と課題

2-3-1 動植物

園瀬川中流部は、瀬と淵が交互に分布する区間である。河道内には、マダケ群落が広範囲に分布し、河畔林を形成している。また、部分的に水田や畑が見られる。水際にはツルヨシ群落、セイタカヨシ群落が繁茂する。広範囲に形成する河畔林には、湿った場所に生育するアキザキヤツシロラン(徳島県RL^{※1}:準絶滅危惧)や、林床を好むジムグリ(徳島県RL:準絶滅危惧)、河岸に樹木がある場所を好むゲンジボタル等が生育・生息している。また、流れの緩やかな浅い細流を好むスナヤツメ南方種(環境省RL^{※1}:絶滅危惧Ⅱ類, 徳島県RL:絶滅危惧ⅠA類)、用水路や水田にも生息するドジョウ(環境省RL:情報不足, 徳島県RL:絶滅危惧Ⅱ類)が生息している。

中流部は、現在、河川改修が進行している区間であるが、これまでに、フジバカマ(環境省RL:準絶滅危惧, 徳島県RL:絶滅危惧ⅠB類)、ユキワライチゲ(徳島県RL:絶滅危惧Ⅱ類)といった貴重種が移植され、定着状況等についてモニタリングを行っている。

園瀬川下流部は、潮汐の影響を受ける汽水域であり、ボラやスズキ等の汽水性の魚類が生息している。水際にはヨシ等の抽水植物が繁茂し、そこにフトヘナタリ(環境省RL・徳島県RL:準絶滅危惧)等の貝類が生息している。干潮時には干潟が出現し、そこに、泥底から砂泥底を好むトビハゼ(環境省RL:準絶滅危惧, 徳島県RL:絶滅危惧ⅠB類)やマサゴハゼ(環境省RL・徳島県RL:絶滅危惧Ⅱ類)のほか、シオマネキ(環境省RL:絶滅危惧Ⅱ類, 徳島県RL:絶滅危惧ⅠB類)やハクセンシオマネキ(環境省RL:絶滅危惧Ⅱ類, 徳島県RL:準絶滅危惧)といった干潟特有の生物が生息している。また、それらを狙って、イカルチドリ(徳島県RL:準絶滅危惧)やイソシギ等のシギ・チドリ類が飛来している。

多々羅川中流部は、緩やかな流れが連続し、浮葉植物であるコウホネ群落(徳島県RL:絶滅危惧ⅠA類)等が広く分布している。水域には、河岸の水草や藻を好むモツゴ(徳島県RL:準絶滅危惧)、川底が砂の場所を好むチュウガタスジシマドジョウ(環境省RL・徳島県RL:絶滅危惧Ⅱ類)のほか、用水路や水田にも生息するドジョウ(環境省RL:情報不足, 徳島県RL:絶滅危惧Ⅱ類)が生息している。また、小さな河川や用水路に生息するマツカサガイ(環境省RL:準絶滅危惧)も生息している。さらに、通し回遊性のニホンウナギ(環境省RL:絶滅危惧ⅠB類, 徳島県RL:留意)やモクズガニ等も生息している。

多々羅川下流部は、多々羅川水門の湛水区間であり、流れの緩やかな区間となっている。この区間では、メダカ南日本集団(環境省RL・徳島県RL:絶滅危惧Ⅱ類)やヤリタナゴ(環境省RL・徳島県RL:準絶滅危惧)等の魚類が生息している。また、水際にはツルヨシ群落、ヨシ群落

※1 「環境省RL」: 環境省レッドリスト, 「徳島県RL」: 徳島県レッドリストを示す

が繁茂し、少し比高の高い陸域にはハチク林やメダケ群落が繁茂している。

なお、多々羅川等では、環境省の特定外来生物に指定されているオオクチバスやブルーギルのほか、要注意外来生物に指定されているオオカナダモ群落が生息し、生態系等に係る被害拡大が懸念される。

新町川は、全域がほぼ汽水域である。昭和 40 年代半ばまで水質が非常に悪かったが、現在は、底泥浚渫や浄化導水等によって水質が改善され、多くの魚類が生息している。その大半は、エドハゼ(環境省RL:絶滅危惧Ⅱ類, 徳島県RL:絶滅危惧ⅠA類)やヒモハゼ(環境省RL・徳島県RL:準絶滅危惧)といった汽水・海水性の種であるが、メダカ南日本集団やギンブナといった淡水性の種も生息している。また、助任川の徳島中央公園周辺では、都市部では珍しいアカテガニが生息している。

このように、新町川圏域の各河川では希少な動植物が多く確認されていることから、動植物だけでなく、それが生息する多様な環境も保全していく必要がある。



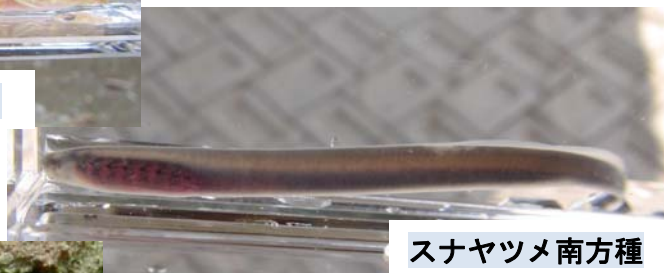
フジバカマ



ユキワリチゲ



チュウガタスジシマドジョウ



スナヤツメ南方種



シオマネキ



トビハゼ

写真 2-3 圏域内に生息する動植物

2-3-2 水質

圏域の河川のうち、新町川に代表される徳島市の中心市街地を流れる河川は、昭和40年代半ばまでは水質の悪化がみられたが、水質汚濁防止法等によって工場・事業場からの排水が厳しく規制されたとともに、河床の浚渫事業、吉野川からの浄化導水により水質の改善が図られた。また、平成2年(1990)からは、NPO 団体によって「市民の汚した川は市民の手できれいに再生しよう」と定期的に川の清掃活動が行われ、現在も継続されている。

圏域内では、水質汚濁に係わる環境基準として、新町川の上流がC類型、下流がB類型に指定されている。近年、水質汚濁の一般的な指標であるBOD75%値は2～3mg/L前後で推移しており、環境基準を満足している。

今後も、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境を保全するために、関係機関と協力して、良好な水質を保全していく必要がある。

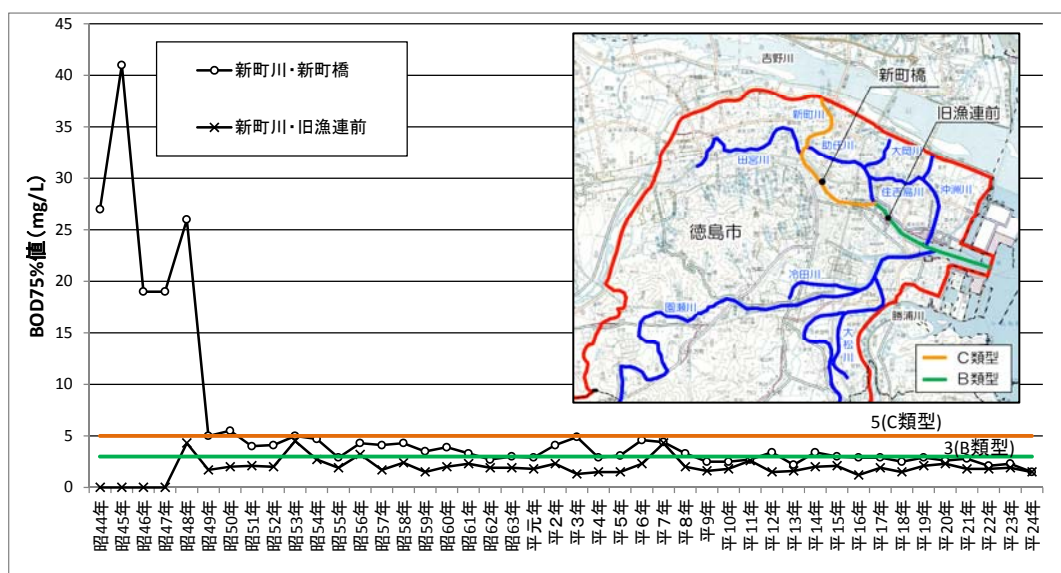


図 2-2 新町川圏域・地点別水質 (BOD75%値) 経年変化図

出典：(徳島市市民環境部環境保全課)

表 2-3 新町川圏域の水質

1981年～2012年の32ヶ年の水質データの平均値

調査地点	類型指定	PH		BOD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)	大腸菌群数 適合率 (%)
		最大	最小	75%値	平均値	平均値	
新町橋	C	8.1	7.0	3.2	6.1	4.9	-
旧漁連前	B	8.3	7.3	2.0	5.1	6.6	47

適合率は、環境基準に適合した検体数を調査した総検体数で除したものである。

表 2-4 水質基準

類型	基準値					
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	大腸菌群数の適合率
B	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下	64% (平成24年の県内河川の平均値)
C	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-	-

2-3-3 河川空間の利用

徳島県では、水質が回復しつつある新町川へ再び地域住民の親水意識を向けさせようと、昭和61年(1986)以降、新町川、助任川、大岡川を対象に環境護岸等の親水環境の整備事業やプロムナード整備事業を実施してきた。

また、徳島市も、「ひょうたん島」と呼ばれる新町川と助任川に囲まれた中心市街地である中洲を、「水都」としてのイメージを形成する重点整備地域に位置付け、しんまちボードウォークを中心とする新町川、助任川親水公園やその一体を対象に、親水性の高い公園整備を行ってきた。

さらに、平成21年度からは、「かわまちづくり支援制度」の登録を受け、内町・新町地区において川の駅(船着き場)の整備やLED景観整備等を行うとともに、新町橋から両国橋までの区域を、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」に指定し、河川空間の利用促進を図っている。

このように、重点的に親水整備が行われてきた新町川の河川空間は、天神祭り(川渡御)や灯籠流しといった行事のほか、とくしまマルシェ、徳島LEDアートフェスティバル、徳島ひょうたん島博覧会等のイベントにも利用されている。また、NPO法人らによって、遊覧船の運行や川からサングラスがやってくる、演奏会(新町川水際公演)等の取り組みが行われ、新町川を中心とした水辺一体は、にぎわいのある空間になっている。

今後、県と市が連携し、これまで取り組んできた公園・護岸等の施設・景観整備の成果を有効に活用しながら、「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」に基づく未整備区間の整備を推進していくとともに、地域住民が、貴重なオープンスペースや自然空間として、安心して利用できるような水辺空間を整備していく必要がある。

一方、園瀬川は、市街地から比較的近い場所にありながら、自然環境が多く残されており、漁業権が設定されている遊漁を始め、環境学習や水遊び等に多くの人々が訪れている。また、支川嵯峨川では、神秘的な奇岩が点在する嵯峨峡があるほか、初夏にはたくさんのホタルが飛び交い、幻想的な光景が広がり、観光地になっている。さらに、河川内には、堰の湛水区間を利用した嵯峨水泳場が設置され、大人達が見守る中、地元の子供達が河川をプール代わりに利用している。

今後、身近に自然を体験できる場として、河川が有する良好な自然環境を保全していくとともに、安全に水辺利用ができるように配慮していく必要がある。

①河川環境整備（青石による修景）



②灯籠流し



③徳島LEDアートフェスティバル



④徳島ひょうたん島博覧会



⑤とくしまマルシェ



⑥遊覧船の運行



⑦川からサンタがやってくる



⑧園瀬川（環境学習）



②, ③, ④の写真の出典：徳島市HP

写真 2-4 河川空間の環境整備と利用状況

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、下表のとおりとする。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

河川名	区間		河川延長 (m)	河川の認定又は 指定年月日
	上流端	下流端		
しんまちがわ 新町川	吉野川からの分派点	-	6,873	S4.4.7 S51.5.10
すけとうがわ 助任川	新町川からの分派点	新町川への合流点	2,619	S11.6.16 S51.5.10
おおおかがわ 大岡川	左岸：徳島市住吉4丁目416番の1地先 右岸：徳島市北常三島町2丁目41番地の2地先	助任川への合流点	1,070	S29.11.1 S51.5.10
すみよしじまがわ 住吉島川	助任川からの分派点	沖州川への合流点	1,527	S11.6.16 S51.5.10
たみやがわ 田宮川	徳島市庄町2丁目10番の4の上流端を示す標柱	新町川への合流点	3,300	S16.10.24 S51.5.10 S56.4.3
おきのすがわ 沖洲川	吉野川からの分派点	新町川への合流点	2,291	S11.6.16 S51.5.10
そのせがわ 園瀬川	左岸：名東郡佐那河内村上字府能山49番地先 右岸：名東郡佐那河内村上字奥川股17番の11地先	新町川への合流点	25,518	S4.4.7 S51.5.10
おおまつがわ 大松川	左岸：徳島市大松町上野神25番の2地先 右岸：徳島市大松町上西奥1番の1地先	園瀬川への合流点	3,640	T6.1.21 S51.5.10
たたらがわ 多々羅川	左岸：徳島市渋野町高曽根5番地先 右岸：徳島市渋野町南谷150番地先	大松川への合流点	8,700	S26.3.23 S51.5.10
つめたがわ 冷田川	左岸：徳島市八万町夷山106番の2地先 右岸：徳島市八万町川南80番の2地先	園瀬川への合流点	1,750	S38.6.21 S51.5.10
さががわ 嵯峨川	左岸：名東郡佐那河内村下字南林1番の456地先 右岸：名東郡佐那河内村下字津ブクロ26番地先	園瀬川への合流点	6,400	S27.12.25 S51.5.10
あけみだにがわ 明見谷川	左岸：名東郡佐那河内村下字明見谷19番地先 右岸：名東郡佐那河内村下字明見谷18番地先	嵯峨川への合流点	1,500	S44.7.18 S51.5.10
ねごうがわ 根郷川	左岸：名東郡佐那河内村下字根郷1番の334地先 右岸：名東郡佐那河内村下字根郷1番の350地先	園瀬川への合流点	2,000	S44.7.18 S51.5.10
たにうちがわ 谷内川	左岸：名東郡佐那河内村上字育水3番地先 右岸：名東郡佐那河内村上字育水63番地先	園瀬川への合流点	500	S48.3.26 S51.5.10
おとわがわ 音羽川	左岸：名東郡佐那河内村上字附林11番の1地先 右岸：名東郡佐那河内村上字奥野111番地先	園瀬川への合流点	1,700	S27.12.25 S51.5.10

3-2 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定年度から概ね15年間とする。

3-3 河川整備計画の見直し

計画の対象区間及び対象期間は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況等を踏まえ策定したものである。今後は、これらの状況変化や新たな知見・技術の進歩等により、河川整備の変更の必要性が生じた場合、適宜、見直しを行う。

3-4 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

3-4-1 洪水による災害の防止又は軽減

圏域では、地域住民の生命・資産を洪水から守るため、過去に発生した洪水、河川の規模、流域の資産等を踏まえ、県内他河川とのバランスを考慮し、それぞれの河川で設定される治水安全度に対する洪水を安全に流下させることを目的に、堤防整備、護岸整備、河道掘削等の河川整備を行う。

(1) 園瀬川

園瀬川では、流域住民の生命や資産を洪水から守るため、過去に発生した洪水、河川規模、流域資産、県内他河川とのバランスを考慮し、年超過確率 1/100 の規模の洪水^{※2}を安全に流下させることを目標とした河川整備を進める。



図 3-1 園瀬川の計画高水流量配分図

(2) 多々羅川

多々羅川では、流域住民の生命や資産を洪水から守るため、過去に発生した洪水、河川規模、流域資産、県内他河川とのバランスを考慮し、年超過確率 1/10 の規模の洪水^{※3}を安全に流下させることを目標とした河川整備を進める。

※2 「年超過確率 1/100 の規模の洪水」: 毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100 (1%) である洪水

※3 「年超過確率 1/10 の規模の洪水」: 毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/10 (10%) である洪水

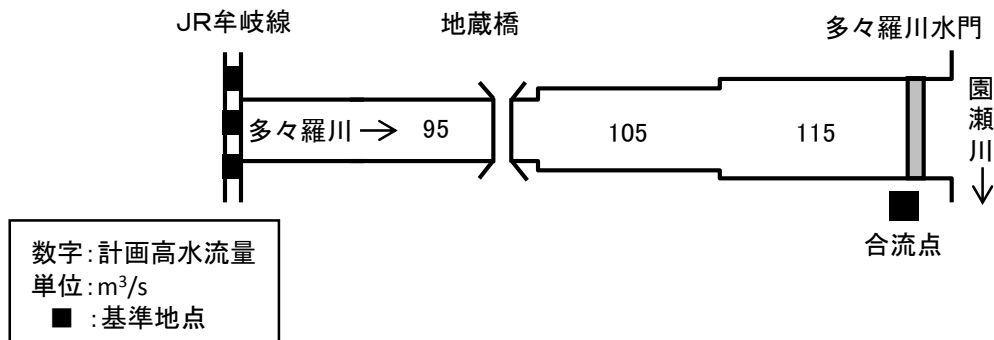


図 3-2 多々羅川の計画高水流量配分図

3-4-2 津波、高潮による災害の防止又は軽減

河口部では、進入する河川津波に対して、河口部の海岸堤防と一体となった防護施設の整備を計画的に推進する。また、地震発生による堤防、樋門等の河川管理施設の損傷・機能低下に伴い、津波・洪水等による二次被害が発生しないように必要な対策を実施する。

津波対策にあたっては、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」※4 と、津波を防護するための施設整備を行う上で想定する「計画津波」※5 の二つのレベルの津波を対象とする。

新町川では、「計画津波」の防護に対する目標の堤防整備高は T.P+2.9m(河口部)とするが、河口部の海岸堤防高との整合、周辺地域への影響、構造面での実現性等を勘案すると、目標高まで堤防を整備するのに多大な時間を要する。このため、本整備計画では、上記の目標高まで段階的に堤防整備を推進していく中で、まずは人命を確保するために「計画津波」が発生した場合における避難時間※6を確保することを目的とする。

また、関係機関と連携し、計画津波の防護に対する堤防高の見直しだけでなく、最大クラスの強さを持つ地震動に対して、河川管理施設の耐震性能照査を行った上で必要な地震・津波対策を実施し、津波等による浸水被害の防止を図る。

3-4-3 内水による災害の防止又は軽減

内水による浸水被害が著しい地区については、今後の内水被害の状況を注視しつつ、関係機関と連携し、適切な役割分担のもと、必要に応じて内水対策を行い、被害を防止・軽減する。

※4 「最大クラスの津波」：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

※5 「計画津波」：「最大クラスの津波」に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

※6 避難時間：津波に対して安全な場所へ避難するために要する時間。徳島県では避難時間を 35 分と想定。

3-4-4 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、圏域全ての河川を対象とする。維持管理は、河川の現状や地域の特性を踏まえつつ、災害発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関と連携し、河川の有する本来の多面的な機能及び、河川整備により向上された機能が維持できるように適切に行う。

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

圏域全ての河川で適正な水利用が図られるように、利害関係者と連携して河川流況や利水状況等の把握し、効率的な水利用がなされるように努める。

また、河川内に生息する動植物の生息・生育・繁殖環境、水質保全等の水環境を良好に維持するために必要な流量を検討するため、河川流況の把握などの情報収集に努める。

さらに、渇水時には関連情報を正確かつ迅速に収集し、状況を把握するとともに、河川流量等に関する情報提供を行うなど、円滑な渇水調整を行う。

3-6 河川環境の整備と保全に関する事項

3-6-1 動植物

圏域の河川やその流域内は、レッドリスト記載の貴重な種を含め、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっている。今後も、関係機関と連携を図り、自然環境に関する情報収集に努めるとともに、治水・利水との調整を図りつつ、各河川の特性を十分に考慮し、現在有している良好な自然環境の保全に努める。

3-6-2 水質

圏域の水質は、新町川において BOD75%値が 2~3mg/L 前後で推移しており、環境基準を満足している。今後も関係機関と連携を図り、水質調査や生活排水対策を推進し、状況把握および良好な水環境の維持に努める。

3-6-3 河川空間

人工的な市街地空間の中、河川が貴重なオープンスペースや自然空間としての役割を果たせるように、安全で、川岸と水面が一体となった緑豊かで潤いのある水辺空間の整備に努める。また、圏域の河川が持つ長い歴史と、これまで流域が育ててきた人と川とのつながりに配慮し、人と自然が共生できる川づくりを目指して、地域住民の意見を河川整備に反映させる。

4. 河川の整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4-1-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

圏域内の河川における治水に関する現状と課題を踏まえ、整備計画の目標を達成するために、今後、概ね15年間に実施する河川整備の内容は、流域の現状、水害の発生状況及び河川整備状況、さらに河川環境等を考慮し、下表のとおりとする。

なお、災害復旧工事、局部的な改良工事及び維持工事は下表にとらわれず、必要に応じて実施するものとする。

また、山上水位観測所地点から佐那河内村界までにおいては、集落のほとんどが高台にあるため、今後発生する災害の状況に応じて、地元との調整を図りながら改修計画を検討していく。

表 4-1 河川工事の種類及び施行の場所

河川名	実施区間	実施延長	実施内容
園瀬川	寺山～ 山上水位観測所地点	左岸：約1,400m 右岸：約2,550m	堤防整備，排水樋門設置，護岸整備， 河道掘削・樹木伐採，橋梁架け替え， 漏水対策等
多々羅川 (大松川)	橋(1号橋)付近～ JR牟岐線橋梁直下地点	左岸：約1,300m 右岸：約1,300m	河道拡幅，護岸整備，放水路拡幅 (多々羅川から大松川への放水路)， 橋梁架け替え等
	多々羅川水門 多々羅川排水機場	—	水門・排水機場等の地震・津波対策
冷田川	冷田川水門 冷田川排水機場	—	水門・排水機場等の地震・津波対策
新町川外 (津波が遡上する支川を含む)	河口～津波遡上範囲	※7	地震・津波対策

※7 実施延長については、今後、調査・検討を行い、決定する。

注) 気象、社会情勢等の条件により適宜見直しを行う。

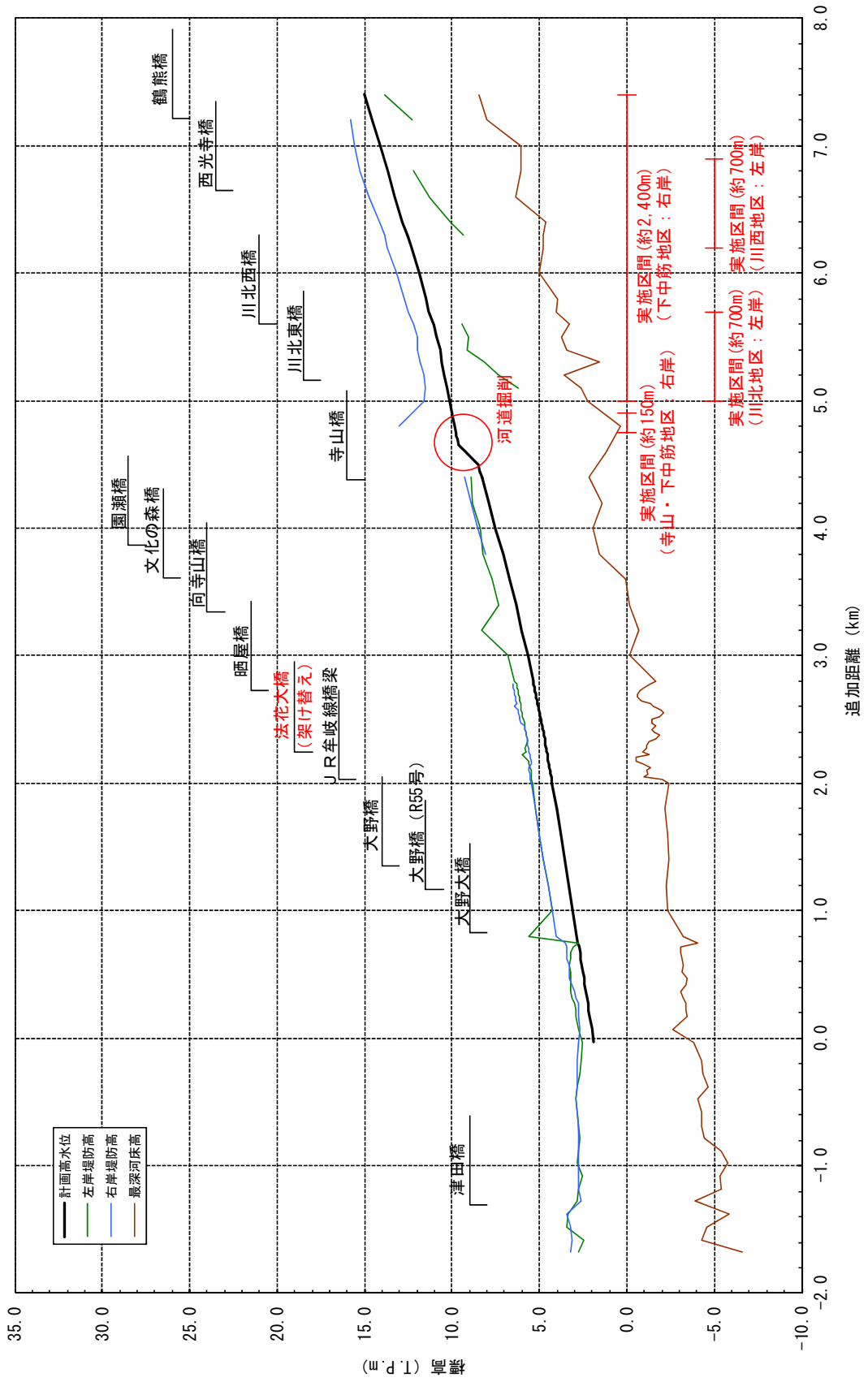


图 4-2 計画縦断図 — 園瀬川 —

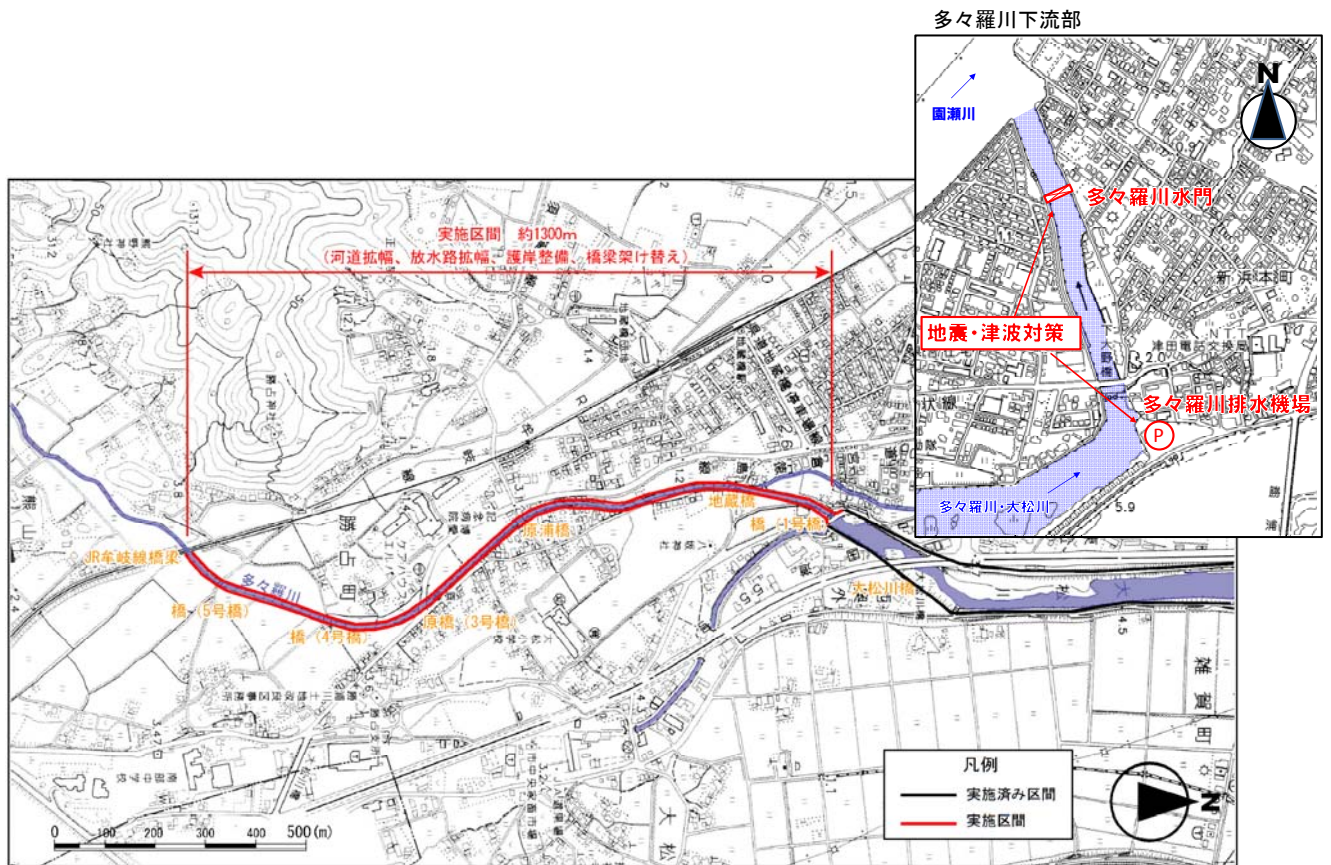


図 4-3 平面図 ー多々羅川ー

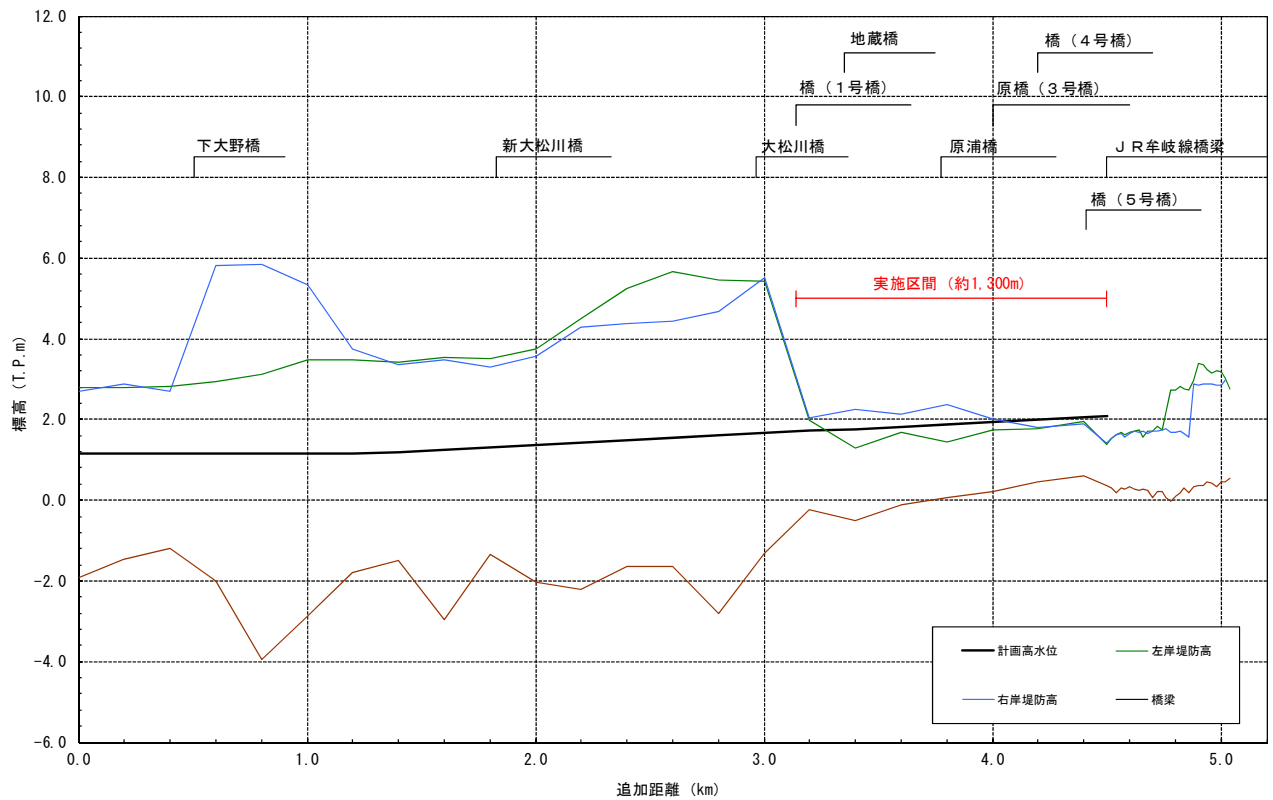


図 4-4 計画縦断面図 ー多々羅川ー

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 園瀬川

① 堤防整備

園瀬川では、近年、堤防がない無堤区間において、河川の氾濫による浸水被害が生じている。このため堤防整備等により流下能力を高め、計画高水流量を安全に流下させる。

改修区間は、多々羅川合流点から山上水位観測所地点までとし、このうち無堤区間の堤防整備と排水樋門の設置、護岸整備等を行う。

② 河道掘削等

治水上支障となる区間を対象に、必要に応じて環境調査の実施や専門家からの指導・助言を受けて、周辺環境や景観に配慮しながら河道掘削および樹木伐採等を行う。

河道掘削においては、多様な水環境を創出するため掘削形状を検討し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。また、護岸整備においては、動植物の多様な生息、生育・繁殖環境に配慮した工法を採用し、水際環境の回復・保全に努める。さらに、洪水の流下の妨げになっている橋梁の架け替えを行う。

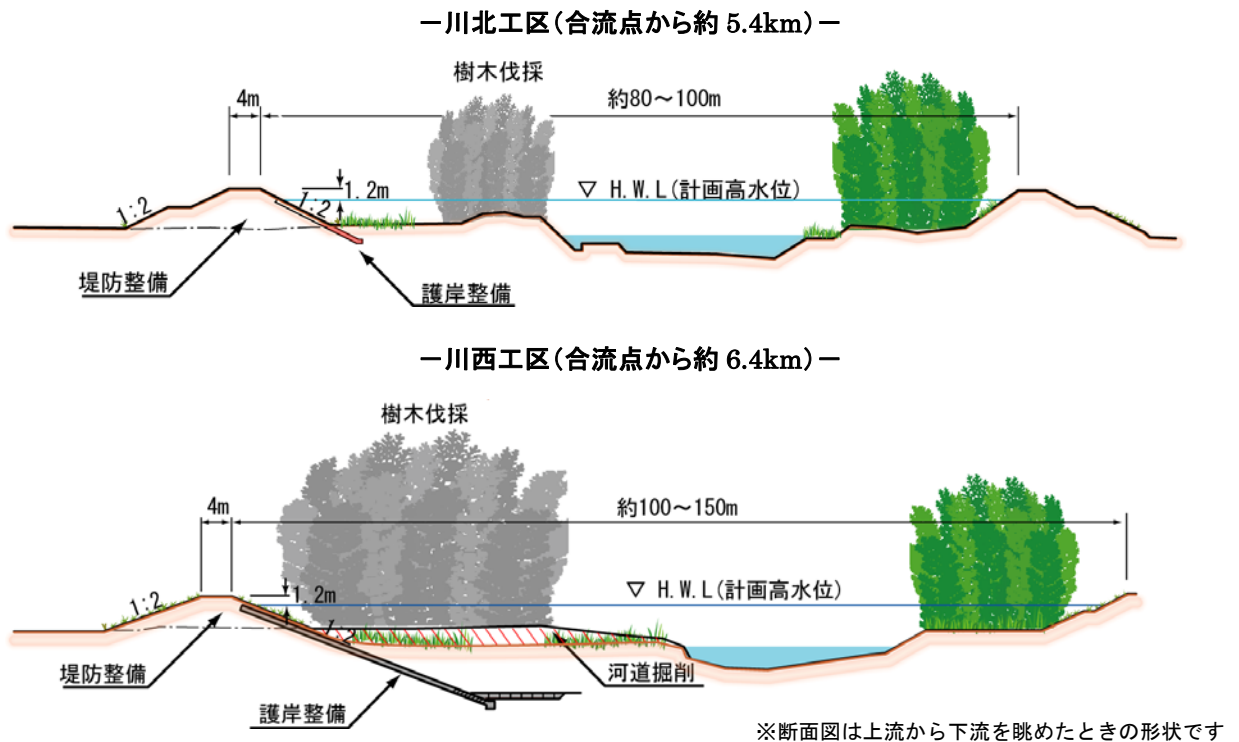


図 4-5 断面図 —園瀬川—

2) 多々羅川（大松川）

① 河道掘削等

多々羅川は、近年、河道狭小区間において、河川の氾濫による浸水被害が生じている。このため河道拡幅等により流下能力を高め、計画高水流量を安全に流下させる。

改修区間は、園瀬川合流点からJR牟岐線直下地点までとし、このうち大松橋から上流について、河道の拡幅、放水路の拡幅、護岸整備を行うとともに、洪水の流下の妨げになっている橋梁の架け替えを行う。

なお、河道掘削においては、必要に応じて環境調査の実施や専門家からの指導・助言を受けて、多様な水環境を創出するため掘削形状を検討し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。また、護岸整備においては、動植物の多様な生息・生育・繁殖環境に配慮した工法を採用し、水際環境の回復・保全に努める。

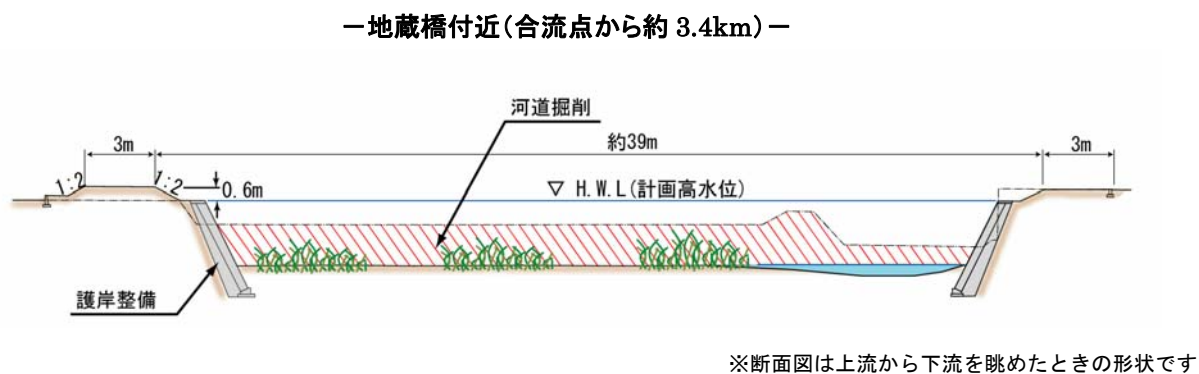


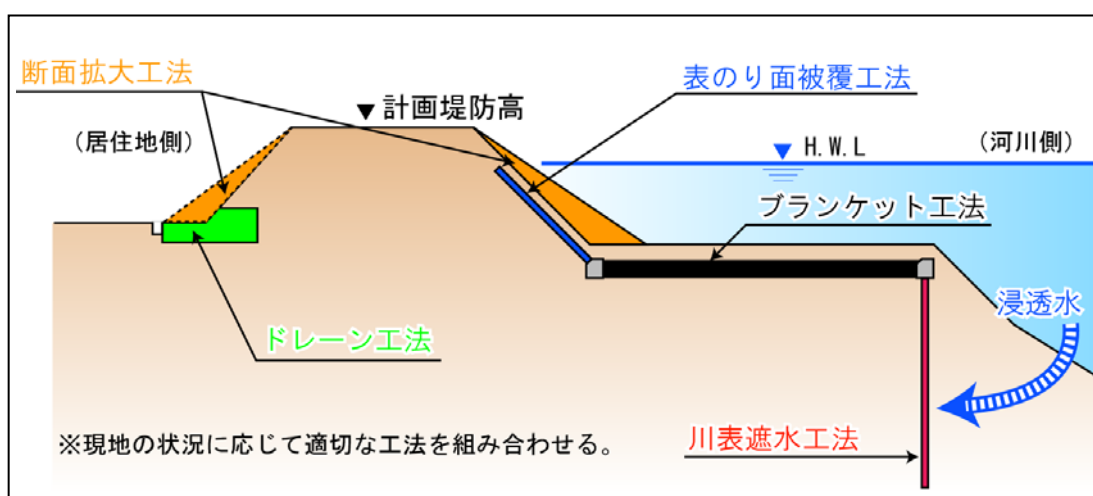
図 4-6 断面図 —多々羅川—

(2) 漏水対策

1) 園瀬川

園瀬川の堤防は、歴史的に、洪水の度に土を積み重ねて築造してきたため、内部構造が不明な部分も多く、漏水による重要水防箇所も存在している。

このため、今後の堤防漏水の発生状況を監視しつつ、漏水調査の結果や背後地の状況等を勘案しながら、適宜、堤防浸透に対して安全性が確保できるように、必要な漏水対策を実施する。



断面拡大工法：堤防断面を拡大することにより、浸透路長の延長を図り、河川水を浸透しにくくする。

表のり面被覆工法：表のり面^{ひみく}を透しにくい材料等で被覆することで、河川水を堤防に浸透しにくくする。

ドレーン工法：川裏のり尻を透水性の高い材料に置き換えることで、堤防に浸透した水を速やかに排水する。

ブランクット工法：高水敷を透しにくい材料等で被覆することで、浸透路長の延長を図り、河川水を浸透しにくくする。

川表遮水工法：川表に、止水矢板等の遮水壁^{しやすいへき}を設置することにより、河川水を基礎地盤に浸透しにくくする。

図 4-7 漏水対策のイメージ図

(3) 津波、高潮対策

1) 新町川等

河口部の堤防は、海岸堤防と一体となって河川津波から人命を守るため、「計画津波」が発生した場合において避難時間を確保するための高さを確保できるように整備するものとしている。

新町川圏域では、「計画津波」が発生した場合における 35 分の避難時間を確保するための水位は、河口部において 1.0m と想定しており、この高さは現在の堤防において確保されている。

今後、圏域内の各河川を対象に、「計画津波」の水位に対して必要となる津波防護施設に加え、大規模地震により堤防、水門、樋門等の河川管理施設が損傷、機能低下した場合にも、津波や洪水による浸水等の二次被害が発生しないように耐震対策について検討し、必要な地震・津波対策を実施する。

ここで、冷田川排水機場および多々羅川排水機場は、治水上重要な役割を果たしており、地震発生後においても機能を維持することが求められるため、水門および排水機場の地震・津波対策を実施する。

また、整備する堤防高を超える津波が来襲した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるように、今後、調査・研究を踏まえて必要な対策を実施する。

なお、河口部における地震・津波、高潮対策は、海岸・港湾管理者等の関係機関と調整を図りながら実施する。

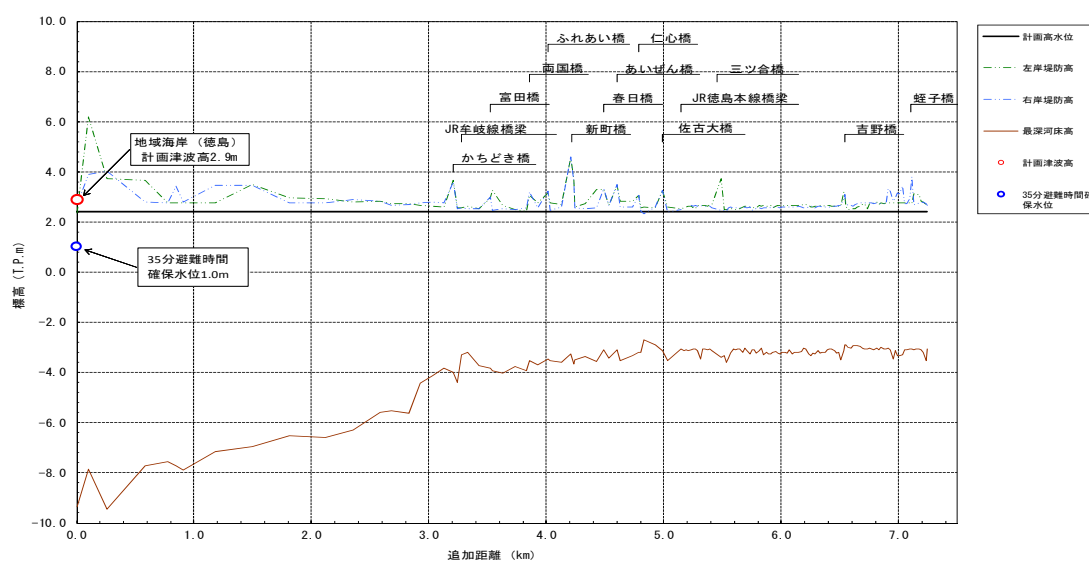


図 4-8 計画縦断面図 —河口部—

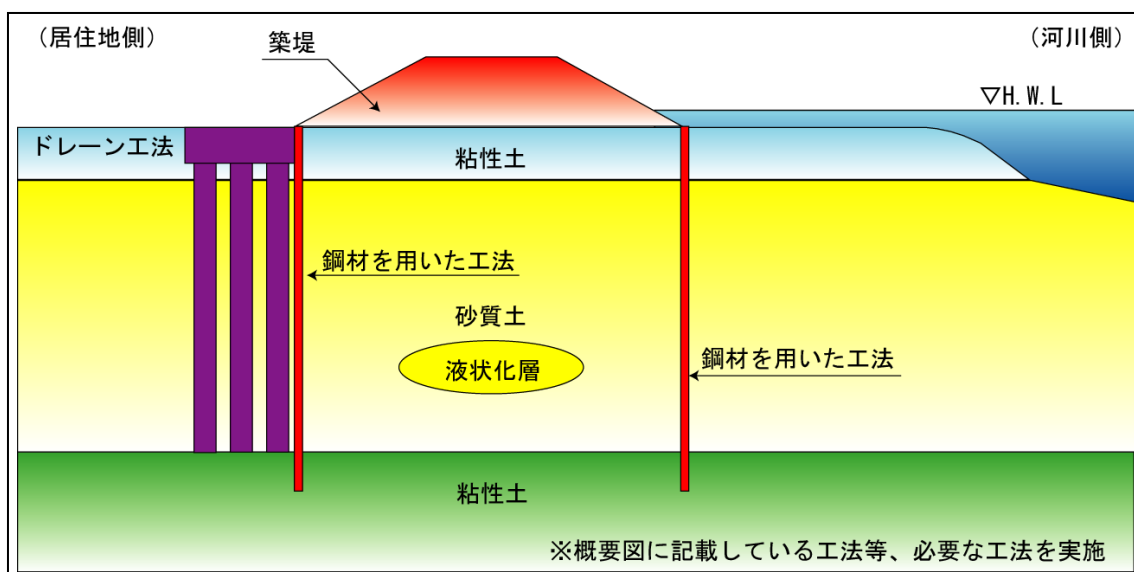


図 4-9 地震・津波対策のイメージ図

(4) 内水対策

内水被害を軽減するため、内水被害の著しい地区については、内水の発生要因等を把握した上で関係機関と連携し、河川改修や排水機場の新設・増設など、必要に応じて適切な対策を実施する。

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを行う。

(1) 新町川水辺整備の推進

新町川では、これまでに親水公園やボードウォーク、遊歩道等が整備され、多くの行事やイベントに、河川区間が利用されている。また、さらに河川利用の充実を図るために、徳島市では、県の河川環境整備等と連携して、「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」に基づく「内町・新町地区かわまちづくり」により、船着き場の整備、徳島の地域資源を活用した LED による景観整備等の様々な環境整備を実施している。

徳島県においても、この活動を推進するため、川からの景観にふれる機会の多い「ひょうたん島」護岸の未修景区間について、青石による修景護岸等の整備を実施していく。

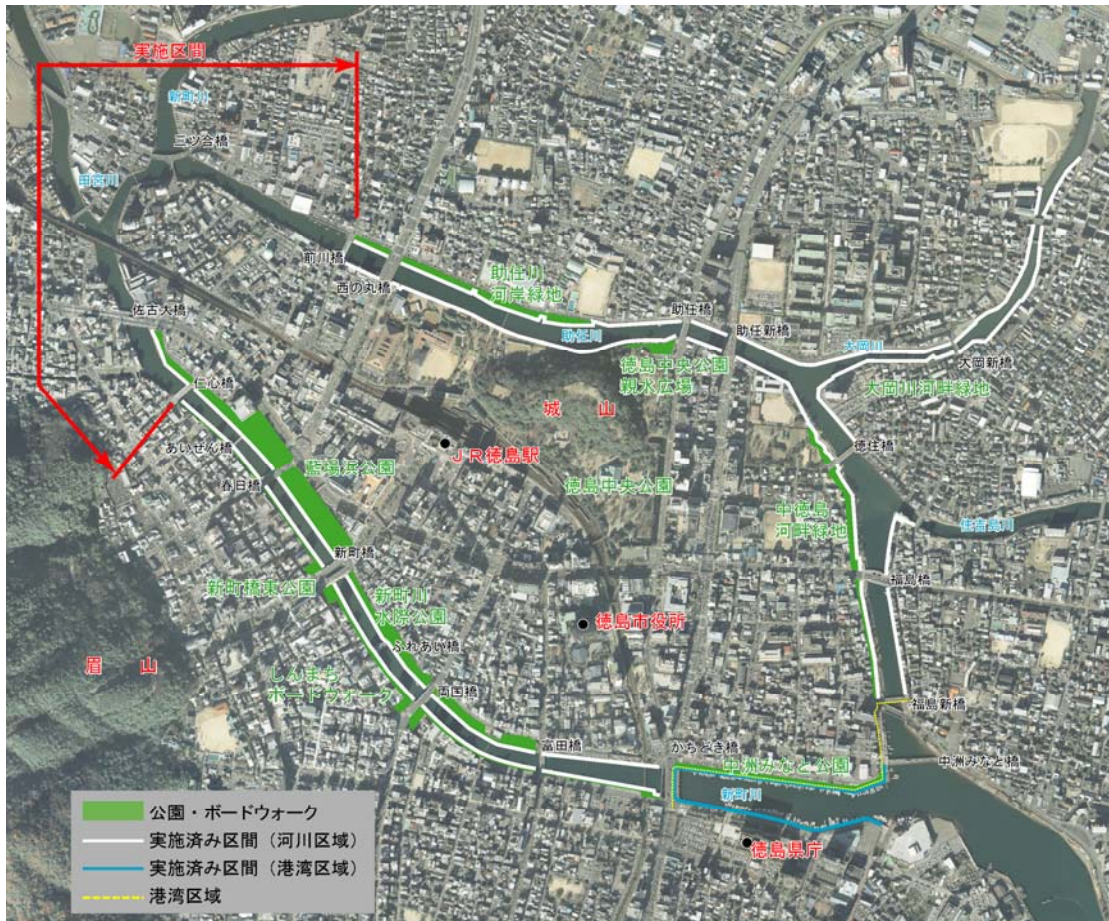


図 4-10 新町川における水辺整備の実施区間

(2) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生

園瀬川および多々羅川等の未改修区間については、今後の河川改修によって、動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を及ぼす恐れがあるため、十分な調査検討を行い、有識者等の意見を参考に、回避、低減、代償等(ミチゲーション)の措置を実施して、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生していく。

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項

圏域の各河川の維持管理については、「災害発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」等の観点から、洪水時や渇水時だけでなく、平常時から河川の有する機能が十分発揮できるように、関係機関や地域住民と連携し、次のような

維持管理を行う。

4-2-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 治水上支障となる障害物の管理

洪水時の流下能力を維持することを目的として、洪水の流下障害となる河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況等を監視するとともに、治水上の支障となる場合は、周辺河川環境に配慮しながら除去、伐採等の必要な対策を行う。

また、治水上の支障となる不法係留船や沈船に対しては、関係機関と連携を図り、船舶所有者に対して適切な是正指導等を行うとともに、係留の防止・撤去等の必要な対策を行う。

(2) 河川管理施設の維持

堤防や護岸については、洪水、津波、高潮時にその機能が発揮されるように、平常時の河川巡視により点検を行い、河床洗掘、護岸の亀裂といった施設の損傷や劣化等の早期発見に努める。施設に損傷や劣化等の変状が確認された場合は、必要に応じて補修等の対策を行う。

樋門や排水機場等の河川管理施設についても、洪水、津波、高潮時にその機能が発揮できるように、出水期前や平常時の河川巡視による点検を行い、施設の状態を適切に把握し評価する。施設や機器に損傷や劣化等の変状が確認された場合は、部品の修理、交換および施設の更新等の適切な措置を講じる。また、樋門・排水機場等の操作は、施設管理者・操作人と連携して、操作規則により迅速かつ確実な操作に努める。

なお、施設規模が大きく、機能停止による社会的影響が大きい主要な河川管理施設については、今後、長寿命化に向けた維持管理方法等に関する検討を行うとともに、必要に応じて対策を実施する。

水文観測施設(水位、雨量)については、定期的に保守点検を実施し、不具合を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。

表 4-2 河川管理施設一覧（水門・樋門等）

河川名	種別	名称	所在地
田宮川	水門・樋門	田宮川第一樋門	徳島市北佐古一番町宮古橋の下
	水門・樋門	田宮川第二樋門	徳島市北佐古一番町宮古橋の上
	水門・樋門	田宮川第三樋門	徳島市佐古七番町
	水門・樋門	田宮川第四樋門	徳島市佐古八番町
	水門・樋門	田宮川樋門	徳島市南矢三町三丁目
	水門・樋門	南田宮樋門	徳島市南田宮四丁目
	水門・樋門	矢蔵樋門	徳島市蔵本元町二丁目
佐古川	水門・樋門	佐古川樋門	徳島市西船場五丁目
園瀬川	水門・樋門	津田樋門	徳島市新浜一丁目
	水門・樋門	昭和第一樋門	徳島市南昭和町七丁目
	水門・樋門	昭和第三樋門	徳島市南昭和町六丁目
	水門・樋門	長谷樋門	徳島市八万町長谷
	水門・樋門	新浜樋門・陸閘	徳島市新浜町一丁目
	水門・樋門	犬山樋門	徳島市八万町犬山
	水門・樋門	寺山樋門	徳島市八万町寺山
	水門・樋門	橋北樋門	徳島市八万町端北
大松川	水門・樋門	大松川樋門	徳島市大松町西奥外
	水門・樋門	多々羅川水門	徳島市新浜町一丁目
冷田川	水門・樋門	冷田川水門	徳島市八万町沖須賀

表 4-3 河川管理施設一覧（揚・排水機場）

河川名	種別	名称	所在地
新町川	揚水場	新町川浄化揚水場	徳島市上助任町蛭子
大松川	排水機場	多々羅川排水機場	徳島市新浜町二丁目
冷田川	排水機場	冷田川排水機場	徳島市八万町沖須賀

表 4-4 河川管理施設一覧（水文観測所）

区分	観測所名	河川名	所在地
水位	新 町	新町川	徳島市新町橋1丁目4
	法 花	園瀬川	徳島市八万町式丈5-1
	山 上	園瀬川	徳島市八万町上中筋953-1
	宮 前	園瀬川	名東郡佐那河内村下字中辺71-1
	寺 谷	嵯峨川	名東郡佐那河内村下寺谷
	冷田川	冷田川	徳島市八万町沖須賀6 3 地先
	丈六円橋	多々羅川	徳島市丈六町小谷2 0 番地の1 1
雨量	徳島庁舎	-	徳島市南末広町6-36
	法 花	園瀬川	徳島市八万町式丈5-1
	宮 前	園瀬川	名東郡佐那河内村下字中辺71-1

(3) 河川情報の収集

河川の維持管理のために必要な河川水位や水質，流域内の雨量等の河川情報の収集・整理を行う。特に，水位や雨量等の河川情報は，洪水時の樋門・排水機場等の施設操作，洪水予報，水防活動等の基礎情報となることから，テレメータ等によりリアルタイムで収集するとともに，インターネット上で公開する。



写真 4-1 水位観測施設（法花）およびインターネットによる情報公開状況

(4) 災害復旧

規模の大きな洪水や地震の後には，適宜，巡視を行う。河川管理施設等の損壊や異常堆積が発見された場合には速やかに復旧する。

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

圏域内の河川の流水の正常な機能を維持するため、利水の現状、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、水質保全、景観等を考慮し、必要な流量をふまえ、継続的に雨量、水位観測を行い、河川の流況把握に努める。

また、渇水時には、関係機関と連携を図り、情報収集、利水者への情報提供を行い、渇水による影響の軽減に努める。

4-2-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境の保全・維持管理

新町川圏域の河川は、レッドリスト記載の貴重な種を含め、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場になっている。豊かな自然環境に恵まれた圏域内の河川環境を保全するため、日頃から河川環境や動植物の生息・生育・繁殖環境の変化の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携するとともに、専門家からの指導・助言を受けて適切な管理に努める。

(2) 水質の保全

関係機関と連携しながら、流域における汚濁発生源の負荷量の削減に努めるとともに、継続的な調査を実施し、水質・水量の状況把握を行う。

また、水質事故の発生や異常水質が確認された場合には、関係機関と河川周辺の住民等の連携を図り、その適切な対処に努める。

(3) 河川空間の適切な管理

圏域内の河川は、川に関係した行事も盛んで、県内外から多くの人々が訪れている。このため、快適な河川空間が維持できるように、定期的な河川巡視を実施し、適切な管理を行うとともに、川に訪れた人々が安心して利用できるように、地域と一体となって清掃活動等を行い、河川空間の保全に努める。

5. 連携・協働

5-1 地域住民・関係機関等との連携・協働

「地域と共に、水都としての個性ある河川空間を創出し、豊かな自然を守る川づくり」を目標に、圏域内の河川の川づくりを進めるためには、流域住民、関係機関、河川管理者が一体となって以下のような連携・協働に取り組んでいくことが重要である。

5-1-1 地域住民等との連携

地域住民等と密接な連携を図りながら河川整備を進める。このために、地域住民、地元企業、ボランティア及び教育機関等が行う河川美化活動等の社会貢献活動を支援する。



図 5-1 官民の連携・協働のイメージ図

5-1-2 関係機関との連携

環境部局、農林部局、教育機関、NPO、ボランティア団体、関係自治体と連携を図りながら、効果的、効率的な河川整備を進める。

5-1-3 河川教育

地域の将来を担う子供達が、河川への関心を高め、現存する良好な河川環境の重要性が実感できるように、教育機関や関係機関と連携して環境学習に取り組む。

5-2 危機管理体制・水防活動

5-2-1 河川情報の高度化・提供

洪水、津波、高潮等の災害時に、圏域内の雨量や水位状況等の防災情報を迅速に把握し、徳島市・小松島市・佐那河内村や住民に確実に提供することにより、水防活動や避難措置を支援し、被害の最小化を図る。このため、降雨や河川水位を監視・伝達するための情報基盤整備に努める。

5-2-2 防災体制と防災情報の強化

洪水、津波、高潮等による被害の軽減を図るため、重要水防箇所や浸水想定区域図の公表、水防体制の強化、防災意識の啓発、避難経路や避難場所等を示した各種ハザードマップ作成の支援を行うなどして、緊急時に円滑な水防活動、住民の安全な避難行動が行えるようにする。また、整備途上において施設能力以上の洪水、津波、高潮等が発生した場合や計画規模を上回る洪水、津波、高潮等が発生した場合においても、関係機関や地域住民との連携を図り、被害の軽減に努める。

なお、新町川圏域内にある県管理河川では、園瀬川(山上水位観測所および法花水位観測所)を水防警報河川及び水位周知河川に指定している。

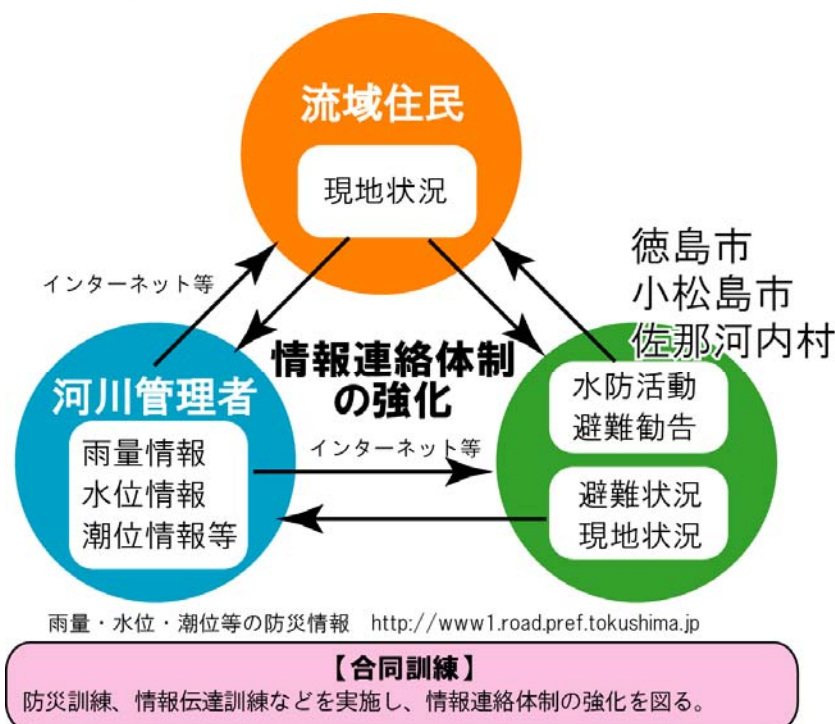


図 5-2 情報連絡体制のイメージ図